

雇用保険事務手続きの手引き

《令和5年8月版》

あなたの事業所の番号

雇用保険適用事業所番号 《雇用保険の諸届出の際に必要な番号です。》

<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	-	<input type="text"/>	-	<input type="text"/>				
----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	---	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	---	----------------------

労働保険番号 《労働保険の納付申告、諸届出の際に必要な番号です。》

府 績	所掌	管 轄	基 幹	番 号	枝 番 号
<input type="text"/>					



厚生労働省職業安定局雇用保険課

佐賀労働局職業安定部職業安定課

ハローワーク（公共職業安定所）

はじめに

本冊子の目的は・・・

雇用保険制度は、事業主の行う届出、申告などを前提にして運営され、事業主の方は、新たに従業員を雇い入れたり、従業員が離職したとき、あるいは、事業所を設置するときなどには、それぞれ所定の届出書によって公共職業安定所に届け出なければならないことになっています。

また、その給付に要する財源を労使の負担する労働保険料と国庫の支出により賄っており、労働保険料の申告・納付は、事業主の方が行うこととされています。

したがって、雇用保険制度の具体的な手続きなどを事業主の皆様はじめ関係の方々に理解していただき、適正にお届けいただくことが、本制度の円滑な実施にとって必要であると考えています。

本冊子は、いろいろな届出手続きを実務的にできるだけわかりやすくまとめたものです。手続きの際に活用していただき皆様方のご理解の一助となることを願っております。

労働保険とは・・・

雇用保険と労災保険（労働者災害補償保険）を総称したもので、労働者を雇用する事業が開始された日から保険関係が生じ、保険加入者（事業主）は、保険者（政府）に保険料を納付する義務を負い、被保険者（労働者）は、保険事故（失業、業務災害、通勤災害）が生じた場合に、保険者に対して保険給付を請求する権利を持つという継続的な法律関係になっています。

雇用保険の手続き・・・・事業所を管轄する公共職業安定所

労災保険の手続き・・・・事業所を管轄する労働基準監督署または労働局

雇用保険とは・・・

雇用保険制度は、次の主要事業を行うなど雇用に関する総合的な機能をもった制度です。

- ① 労働者が失業した場合に次の就職までの一定の間、生活の安定を図って就職活動を容易にするため「求職者給付」を行う。
- ② 失業者の再就職の促進を図るため「就職促進給付」を行う。
- ③ 労働者の雇用の継続を図るため「雇用継続給付」を行う。
- ④ 労働者の能力開発の取り組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図るため「教育訓練給付」を行う。
- ⑤ 労働者の雇用の安定、能力の開発等を図るため「雇用保険二事業」を行う。

労災保険とは・・・

労働基準法の災害補償の規定に基づく使用者責任を代行する機能をもった制度で、業務災害や通勤災害を受けた労働者の負傷・病気・死亡等に対して事業主に代わって必要な保険給付を行い、被災者・遺族を援護するものです。

※記入例として掲載している帳票等は、内容の一部を簡略化して掲載している帳票もあるため、実際の帳票と若干異なる場合があります。

目 次

第1章	ハローワーク(公共職業安定所)からのお願い	1
1	雇用保険関係におけるオンライン・システムによる事務処理	1
2	届出書類の記載方法などの注意事項	2
3	ハローワークからお渡しした届出書類等の保管	2
第2章	雇用保険の適用について	4
1	適用事業とは	4
2	暫定任意適用事業とは	4
3	適用の単位	4
4	労働保険の適用のしくみ	4
第3章	適用事業所についての諸手続	5
1	事業所を新たに設置したとき	5
2	事業所の所在地、名称、および事業主の住所、名称、氏名、事業の種類に変更があったとき	11
3	事業を廃止・休止したとき、または雇用する労働者がいなくなったとき	14
4	労働保険料の申告・納付に関する事務をまとめて処理したいとき	17
5	事業主が行うべき事務を工場長、支店長等に代理させるとき、またはその代理人を解任したとき	19
6	施設が適用事業所にあたらないとき	20
7	事業所関係の届出をしたときにお渡しするもの	21
○	適用事業所についての諸手続に関するQ&A	23
第4章	被保険者について	24
1	被保険者の範囲	24
2	被保険者の種類	24
3	被保険者とならない者(適用除外)	25
4	「31日以上の雇用見込み」に関する具体例	26
○	被保険者に関するQ&A	29
○	被保険者に関する具体例	30
第5章	被保険者についての諸手続	33
1	被保険者となる労働者を新たに雇用したとき	33
2	離職等により被保険者でなくなったとき	39
3	昭和56年7月以前から被保険者となっている方の届出について	60
4	被保険者が転勤したとき	61
5	被保険者が氏名を変更したとき	62
6	被保険者が「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」第21条第1項に規定する 雇用継続交流採用職員でなくなったとき	63
7	被保険者関係の届出をしたときにお渡しするもの	64
8	マルチジョブホルダーの手続き	66
○	被保険者に関する諸手続きQ&A	70
第6章	賃金について	74
1	雇用保険法上の賃金とは	74
2	労働保険料の算定となる賃金とは	74
3	離職証明書等に記載できる賃金とは	74
4	賃金の範囲に算入される現物給与とは	75
5	賃金と解されるものと、解されないものの具体例	76
第7章	労働保険料のしくみ	77
1	保険料の種類	77
2	保険率と労働保険料の計算方法	77
3	一般拠出金について	79
4	概算保険料の申告と納付(一般保険料の場合)	79
5	確定保険料の申告	79
6	年度更新と納付手続	79
7	概算保険料の延納(分割納付)	80
8	保険料の負担	80
9	追徴金等の賦課	80

第8章	労働保険事務組合について	81
1	労働保険事務組合とは	81
2	労働保険事務組合に委託した場合のメリット	81
3	労働保険事務組合に委託することができる事業主は	81
4	労働保険事務組合に委託できる事務の範囲は	81
5	労働保険事務組合への委託料は	81
6	労働保険事務組合への委託手続は	81
第9章	雇用継続給付(高年齢雇用継続給付・介護休業給付) 及び育児休業給付受給のための手続について	82
1	事業主の皆様にお願いします	82
2	必ず本人にお渡しください	82
3	賃金等の記載に誤りや漏れはありませんか	82
第10章	高年齢雇用継続給付について	83
1	高年齢雇用継続給付とは	83
2	高年齢雇用継続給付の基本的な流れ	84
3	高年齢雇用継続基本給付金について	86
4	高年齢再就職給付金について	97
5	離職等により被保険者資格を喪失したとき	100
6	年金と高年齢雇用継続給付との併給調整について	101
7	その他	102
8	支給申請書等の記載例及び通知例について	104
○	高年齢雇用継続給付に関するQ&A	115
○	「支給率早見表」と「支給額早見表」	119
第11章	介護休業給付について	120
1	介護休業給付とは	120
2	介護休業給付の基本的な流れ	120
3	介護休業給付金について	121
4	その他	128
5	支給申請書等の記載例について	130
○	介護休業給付に関するQ&A	134
第12章	育児休業給付について	136
1	育児休業給付とは	136
2	育児休業給付の基本的な流れ	137
3	出生時育児休業給付金について	139
4	育児休業給付金について	145
5	その他	161
6	支給申請書等の記載例及び通知例について	162
○	育児休業給付に関するQ&A	170
第13章	失業等給付について	177
1	求職者給付	178
2	就職促進給付	184
3	教育訓練給付	186
第14章	日雇労働被保険者の給付について	188
1	雇用保険の適用を受ける日雇労働者とは	188
2	日雇労働被保険者を雇い入れた場合の手続は	188
第15章	その他	190
1	不正受給について	190
2	審査請求について	192
3	雇用関係助成金について	192
4	電子申請について	193
第16章	付録	195
1	職業分類の説明	195
2	産業分類表	196
3	労災保険率表	197
4	各種参考様式等	198
5	労働基準法の基礎知識	213
6	佐賀県内ハローワーク(公共職業安定所)・労働基準監督署一覧	220